

# 本編



# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の趣旨

市では、令和2（2020）年3月に令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とする狛江市第4次基本構想（以下「基本構想」といいます。）を策定し、狛江市の将来都市像を

ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～

としました。

この将来都市像を実現するための土台となり、各分野のまちづくりに共通する次の2つの「まちづくりの視点」を定めました。

お互いを認め支え合い、ともに創る

「お互いを認め支え合い、ともに創る」という視点から、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、市民一人ひとりが思いやりを大切にし、差別や偏見のない心を持ち、お互いを支え合いながら暮らすことができるまちづくりを進めていきます。また、市民、地域を支える全ての個人や団体、事業者、関係機関、行政がお互いに連携・協働するとともに、様々な主体がそれぞれの能力を十分に発揮することで、安心して住み続けられる、持続可能な狛江らしいまちをともに創っていきます。さらに、市民や福祉、更生保護、防犯等様々な分野の地域活動団体と行政がそれぞれの役割を担う中で市民参加と市民協働によるまちづくりを推進していきます。

狛江らしさを活かす

市域面積が全国の市の中で2番目に小さく、道が平坦で、基本的に全て徒歩圏内であるという「コンパクトさ」という特性を活かし、地域のコミュニティの機能や支援の必要な人の見守り等市民同士の支え合いの機能を高める等「狛江らしさを活かす」という視点から、市の地域資源を十分に活かしたまちづくりを推進していきます。

この2つの「まちづくりの視点」を核として、再犯防止分野におけるまちづくりを進めていくためには、矯正施設から出所又は出院（以下「出所」といいます。）された方及び被疑者・被告人等で不起訴（起訴猶予、罰金又は執行猶予の言い渡し）となった方（以下「出所者等」といいます。）の中には、貧困、疾病、障がい等、様々な生きづらさを抱えた者がいること、そのような者が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、国、東京都、市、民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があることに留意する必要があります。そのため、保健・福祉分野のみならず、再犯防止分野においても、出所者等の複雑化・複合化した地域生活課題を解決し、市民、団体、事業者がそれぞれ役割のもと、支え合いながら、出所者等も含め市民誰もが自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、

いつまでも健やかに暮らせるまち

## 第1節 計画策定の趣旨

を目指していきます。

出所者等が再び犯罪を犯さないようにするためには、地域で安定した生活を送ることができる環境整備が必要です。地域で安定した生活を送るためには、市民の理解も重要です。そのため、出所者等を国、東京都、市、民間団体が一丸となって息の長い支援を実施することで、犯罪の少ない安全なまちづくりを一層推進するとともに、出所者等への市民の理解を進めることを通じて、

安心して暮らせる安全なまち

を目指していきます。

このようなまちを実現するため、市では狛江市第1次再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」といいます。）を策定します。

## 第2節 計画の位置付け

### 1 計画策定の経緯

出所者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者等地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

国において平成28(2016)年12月に再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」といいます。)が公布・施行され、再犯防止推進法には、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が国だけでなく、地方公共団体にもあること(再犯防止推進法第4条第2項)が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案して「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務(再犯防止推進法第8条第1項)とされました。

平成29(2017)年12月には平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」(以下「国第一次再犯防止推進計画」といいます。)が閣議決定され、令和5(2023)年3月には令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」(以下「国第二次再犯防止推進計画」といいます。)が閣議決定されました。

国第二次再犯防止推進計画によれば、「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、(中略)、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要」であり、「刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められる」ものとしています。

市で考える「地域による包摂」とは、「社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)」と同様の考え方です。「社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)」とは、「全ての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。そして、社会的包摂は、狛江市福祉基本条例(令和2年条例第8号。以下「条例」といいます。)前文でその実現を目指している地域共生社会の背景となる考え方です。したがって、「地域による包摂」を推進するためには、地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが重要です。

市では、刑事司法手続終了後も、国、市、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することにより、出所者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備し、安心で安全な地域社会を実現することを目的として再犯防止推進計画を策定することとしました。

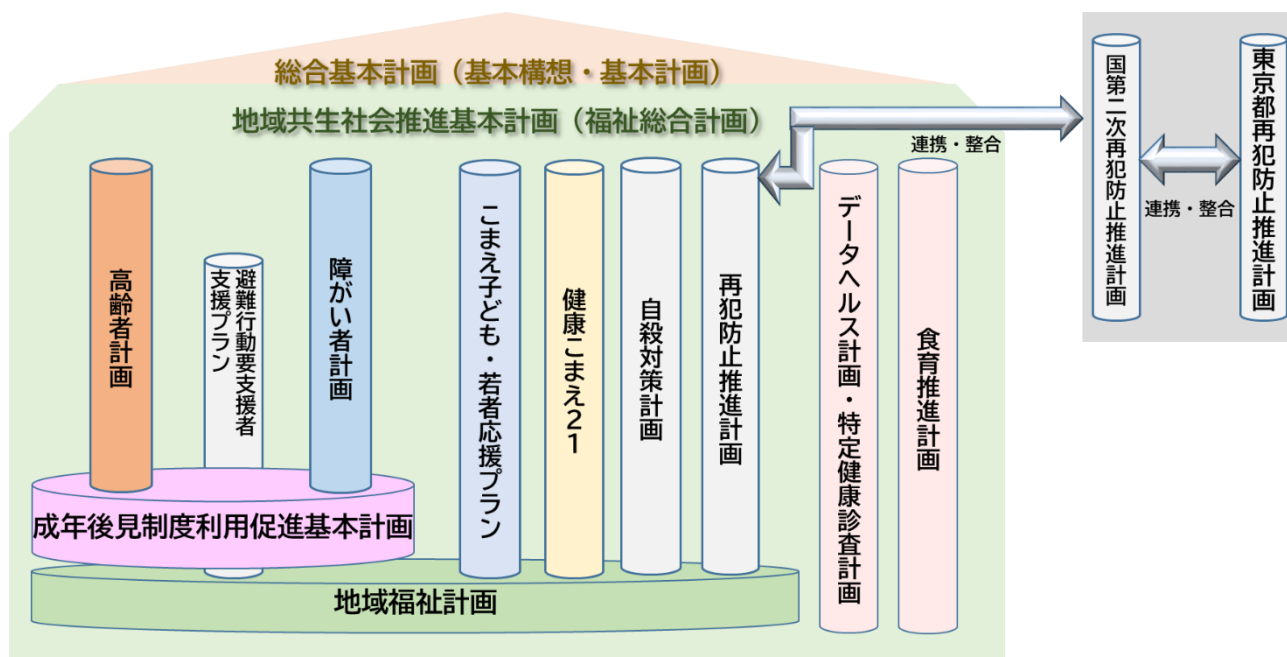
## 2 法令上の位置付け

再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定による「地方再犯防止推進計画」として位置付けられます。

## 3 計画体系上の位置付け

市の行政計画の体系の中で再犯防止推進計画を下図のとおり位置付けます。

また、国第二次再犯防止推進計画及び東京都再犯防止推進計画との連携・整合を図ります。



※地域福祉計画…狛江市第5次地域福祉計画

※高齢者計画…狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

※障がい者計画…狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

※子ども・若者応援プラン…第2期こまえ子ども・若者応援プラン

※健康こまえ21…健康こまえ21（第2次）

※特定健康診査計画・データヘルス計画…狛江市第4期特定健康診査等実施計画・狛江市国民健康保険データヘルス計画

※食育推進計画…狛江市食育推進計画（第2次）

※自殺対策計画…いのち支える狛江市自殺対策計画

※成年後見制度利用促進基本計画…狛江市第1期成年後見制度利用促進基本計画

※再犯防止推進計画…狛江市第1次再犯防止推進計画

※避難行動要支援者支援等プラン…狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン（令和3（2022）年修正）

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（以下「地域共生社会推進基本計画」といいます。）では、当該計画を条例第5条第1項の規定による「福祉総合計画」として位置付けています。

再犯防止推進計画を条例第5条第2項第6号の規定により「その他地域共生社会の推進に関する事項」を定める計画として、地域共生社会推進基本計画及び地域福祉計画の下位計画に位置付けます。

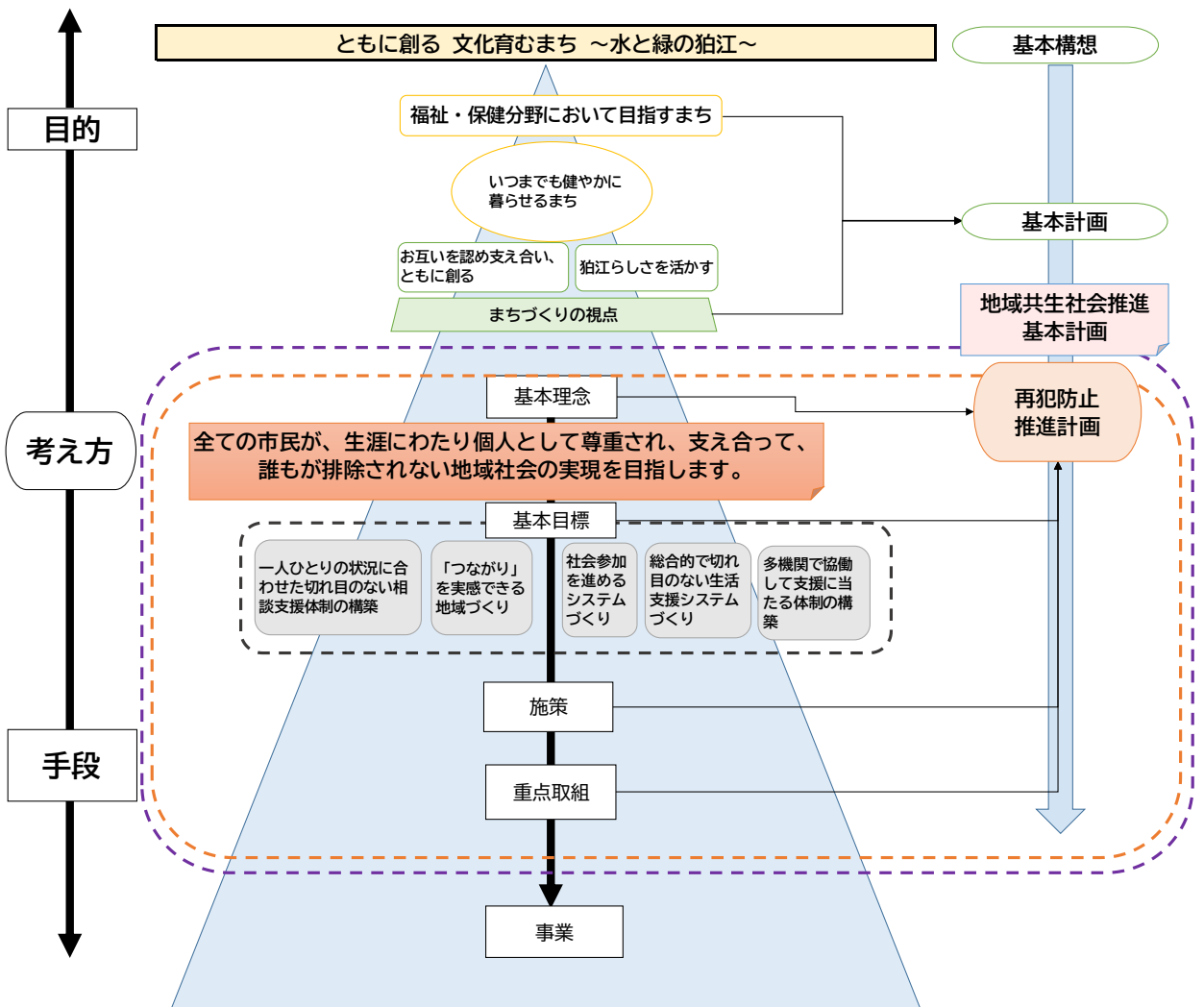
再犯防止推進計画の推進に当たっては、国第二次再犯防止推進計画及び東京都再犯防止推進計画との連携を図ります。

なお、再犯防止推進計画では再犯防止推進を地域共生社会の実現に向けた取組の1つとして位置付け、一体的に展開を図ることが重要であることから、再犯防止推進計画の策定に当たっては、地域共生社会推進基本計画と共通の基本理念及び基本目標のもと、施策を推進します。

## 4 計画の全体像・計画で記載する事項

### (1) 計画の全体像

再犯防止推進計画の全体像は、下図のとおりです。



(2) 計画で記載する事項

再犯防止推進計画で記載する主たる事項は、基本理念（第2章）、基本目標（第3章）施策（第4章）及び重点取組（第4章）です。

なお、事業については、この計画に基づき年度ごと、重点取組ごとに事業の取組状況をとりまとめ、進捗管理を行います。

概念	内容
基本理念	「基本的価値観」のもと、再犯防止推進のまちづくりとして達成すべき長期的な「目的」を示すものです。
基本目標	基本理念を実現するための「手段」であり、再犯防止推進計画期間内において達成すべき「目的」を示すものです。
施策	基本目標を実現するための「手段」であり、実現に向けて取り組む方策、取組の方向性を示すものです。
重点取組	施策を実現するための「手段」であり、再犯防止推進計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すものです。
事業	重点取組を実現するための「手段」であり、行政活動の最小単位です。実施するために財源が必要となる事業については、予算による裏付けが必要です。



### 第3節 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

計画の期間

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
狛江市基本構想	第4次(令和2(2020)年度～)								
狛江市基本計画	前期(令和2(2020)年度～)				後期				
地域共生社会推進基本計画					第1次				
地域福祉計画	第4次(平成30(2018)年度～)				第5次				
再犯防止推進計画					第1次				

## 第4節 計画の策定体制

### 1 市民意識調査等の実施

#### (1) 市民一般調査

狛江市地域福祉計画等の策定等に係る市民意識調査（以下「市民意識調査」といいます。）と同時に下表の市民一般調査において、再犯防止推進に関する内容について調査を行いました。

#### ◆調査の概要

調査名	対象者	対象人数	サンプリング	実施手法	実施時期
市民一般調査	満16歳以上の市民	72,535名	該当者全員	狛江市LINEアカウントによるプッシュ通知。市公式ホームページ、X(旧Twitter)等で周知。回答はオンライン	令和5(2023)年1月13日～1月31日

#### ◆回答結果

調査名	回答者	回収率	回答者年齢構成等					【参考】前回調査	
市民一般調査	1,278名	1.8%	10歳代	0.2%	40歳代	22.9%	70歳代	10.5%	498名に対して240名回答(回答率48.2%)
			20歳代	4.6%	50歳代	22.6%	80歳以上	2.4%	
			30歳代	17.2%	60歳代	19.5%	無回答	0.2%	

#### (2) 再犯防止関連団体調査

下表の関係機関・施設・団体にアンケート調査を実施しました。

#### ◆調査の概要

調査名	対象団体	対象団体数	サンプリング	実施手法	実施時期
再犯防止関連団体調査	市近隣の矯正施設、刑事司法関係機関、更生保護施設及び市内関係団体等	19団体	-	アンケート調査 郵送法	令和5(2023)年1月16日～2月7日

#### ◆回答結果

調査名	回答団体数	回収率	回答団体構成等
再犯防止関連団体調査	16団体	84.2%	矯正施設5団体、刑事司法関係機関5団体 更生保護施設1団体、市内関係団体等5団体

## 2 市民説明会・パブリックコメントの実施

### (1) 市民説明会

#### ア 目的

地域共生社会推進基本計画について、市民に理解をいただくとともに、計画に対する意見をいただき、計画策定に活かすため、実施しました。

#### イ 概要

(ア) 開催日時・場所・参加者数

日時	場所	参加者
令和6年1月14日(日)午後2時から	狛江市役所特別会議室	9人
令和6年1月15日(月)午後6時から	狛江市防災センター3階会議室	8人

(イ) 出された意見

番号	意見	回答
1	狛江市民の中での再犯者が何名程度いるのか教えてください。	調布市と狛江市を所管しています調布警察署管内の再犯者数及び再犯者率は把握しておりますが、狛江市内の再犯者数については公表されていません。
2	矯正施設で行う改善更生の教育等では解決しない課題を抱えた方が、再犯につながっていると思われるが、市の作成する再犯防止推進計画ではどのような再犯者等に寄添うようなスタンスで計画を考えているのか。	地域共生社会推進基本計画の下位計画として、刑事司法手続終了後も、国、市、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することにより、出所者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備し、安心して安全な地域社会を実現することを目的として再犯防止推進計画を策定します。
3	施策2-2において「市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。」という施策を掲げていますが、どのように理解の推進を図ろうとしているのか。	市内にある愛光女子学園と令和4年度に「再犯防止及び地域社会の持続的発展にかかる包括協定」を締結し、令和5年度も、市民まつり等をはじめ各種交流事業を行いました。今後も愛光女子学園の在院者との交流によって、市民への出所者等・非行をした少年への理解を推進します。
4	愛光女子学園との取組は昔から行われているのか。	定期的なものではありませんが、市民まつりやいかだレース等で在院者に御協力いただいています。

番号	意見	回答
5	理解を推進する施策の1つとして雇用又はインターンのように、地域の企業に雇ってもらうことで理解促進が図られるのではないか。	施策3-1の「出所者等の就労支援体制の構築を推進」するための取組として、市内事業者向けに、国が実施する「協力雇用主」や「受刑者等採用相談窓口コレワーク(矯正就労支援情報センター)」の周知を支援します。
6	市では福祉総合相談窓口を設置されていると思いますが、出所者等への支援窓口は1箇所なのか。周知は誰に対して行うのか。	出所者等への支援窓口については特定の担当部署としてではなく、支援が必要で市内に住所を有する方若しくは市内を帰住先としている方への住居や就労先の相談、手帳申請等福祉的な支援への対応をそれぞれの担当係が担う形として福祉総合相談窓口において対応します。当機能に関して矯正施設を通じて市内に帰住予定の在所者等に周知していきます。

(2) パブリックコメント

ア 募集方法

- (ア) 広報こまえ(令和6(2024)年1月1日号)への掲載
- (イ) 狛江市ホームページへの掲載
- (ウ) 福祉政策課窓口での閲覧

イ 提出方法

- (ア) 福祉政策課への書面による提出
- (イ) 郵便による送付
- (ウ) ファクシミリによる送信
- (エ) 電子メール、Logo フォームによる送信

ウ 実施期間

令和6(2024)年1月4日(木)から2月2日(金)まで

エ 対象者

狛江市内に在住、在学又は在勤する方

オ 提出数

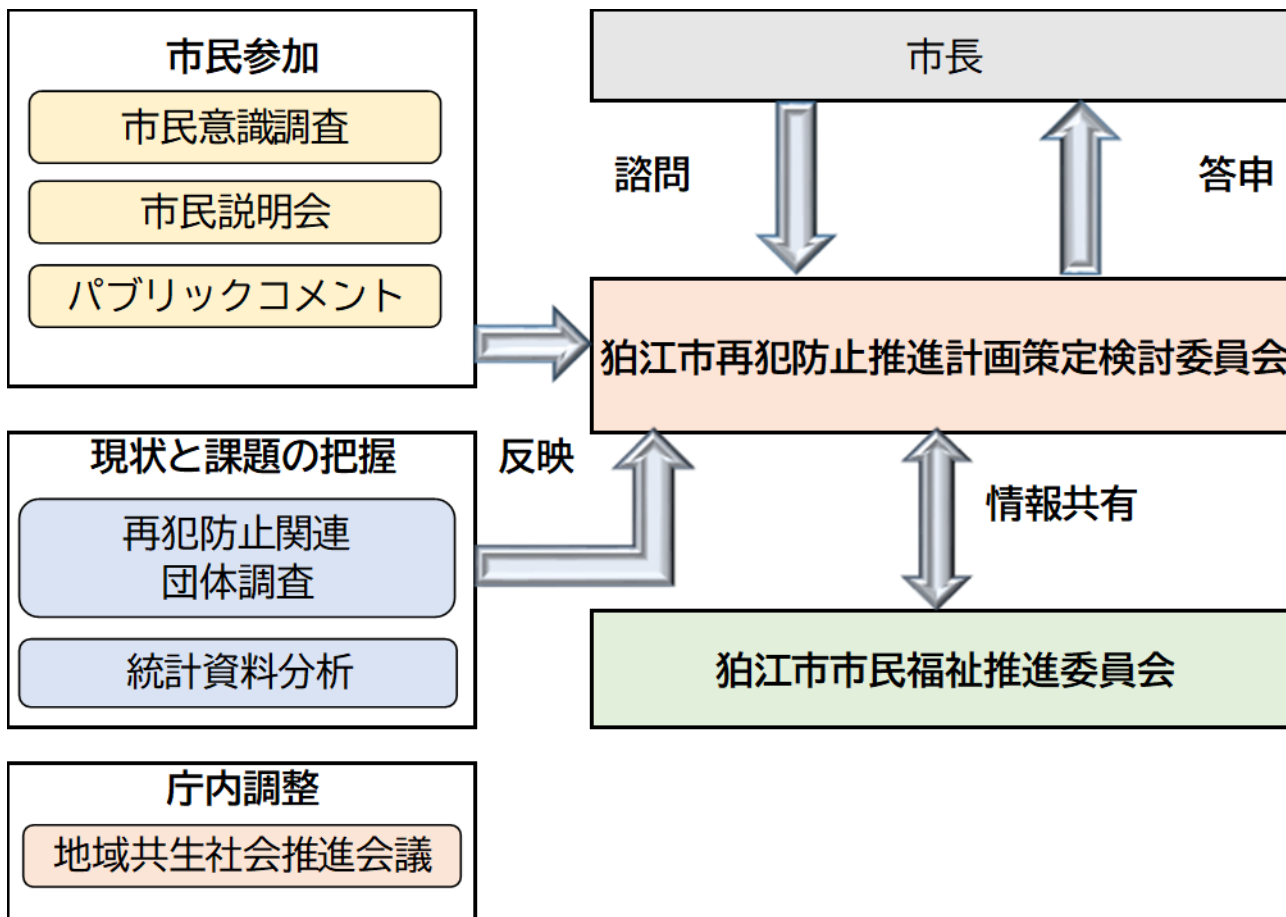
提出者数 2人  
意見等件数 2件

カ 提出された意見

番号	意見	回答
1	<p>人は真っ白で生まれてくるものです。重い罪を犯してしまう者の中には生育歴に虐待や、育児放棄など親の愛情を知らずに育った者が多いと思います。再犯を防止するためには、専門分野の支援が重要であると思います。</p> <p>また、当事者には手厚い支援があるということ、しっかり理解してもらい、不安なく地域で過ごしてもらいたいものです。</p>	<p>出所者等の中には、安定した仕事や住居がない方、薬物やアルコール等への依存のある方、高齢で身寄りがない方等地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている方が多くいます。このような方々が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送っていただけるよう、施策4-3において「出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進」としています。(狛江市第1次再犯防止推進計画素案(以下「再犯防止計画素案」といいます。))25 ページ)</p> <p>また、施策1-1において「在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進」としています。(再犯防止計画素案 18 ページ)</p>
2	<p>本人、家族、支援者などの話を聞くことは理解の第一歩になると思う。再犯防止を推進するために必要な施策の 1 つにならないだろうか。</p>	<p>施策2-2の「市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進」するための取組の1つとして「市民と愛光女子学園の在所者との交流機会創出の支援」を重点取組としています。このような機会を通じて市民への理解を推進します。(再犯防止計画素案 20 ページ)</p>

### 3 附属機関等における調査・審議

狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会を中心に再犯防止推進計画に係る調査・審議を行いました。



## 第2章 基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本理念とは、「基本的価値観」のもと、達成すべき「目的」を示すものです。

再犯防止推進計画では、「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」及び「全ての市民が支え合うこと」この2つの「基本的価値観」のもと、「誰もが排除されない地域社会の実現」という「目的」の達成を目指します。この「目的」は、高齢者人口及び高齢化率のいずれも令和32（2050）年にピークを迎えることが推計されることを踏まえ、令和22（2040）年までに達成すべき長期的なビジョンとして掲げるものです。

### 1 基本的価値観

#### （1）「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」

全ての市民がどのような状況におかれたとしても、個人として尊重されることは、条例第3条第1項の規定により掲げる市民福祉の基本理念であり、再犯防止施策、認知症施策、障がい者施策、権利擁護支援施策等様々な施策を推進するに当たり、共通する基本的な価値観です。

#### （2）「全ての市民が支え合うこと」

かつては、地域の相互扶助、家族同士の助け合い等の支え合いの機能が存在しましたが、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、支え合いの基盤が弱まってきています。

このような状況を踏まえ、市は、保健及び福祉関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、再犯防止推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互に支え合うことを通じて、多様性を認め合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

### 2 目的

再犯防止推進計画では、1で掲げた基本的な価値観のもと、全ての市民のであい・ふれあい・ささえあいを大切にし、ともに力を合わせ、お互いにやさしい、潤いと安らぎのある再犯防止のまちづくりを進め、市民誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。



## 第3章 基本目標

基本目標とは、第2章で掲げた基本理念を実現するために第1章第3節で掲げた再犯防止推進計画の計画期間（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）内で達成すべき目標を掲げたものです。

基本目標1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標2	「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標3	社会参加を進めるシステムづくり
基本目標4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

### 基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

矯正施設に在所又は在院（以下「在所」といいます。）している方（以下「在所者」といいます。）及び出所者等で支援を必要とする全ての方が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決する複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりを進めます。

しかしながら、在所者及び出所者等の中には市、民間支援団体等の各種相談窓口を知らない方、知っていてもどの窓口で相談してよいか分からない方がいます。このような在所者及び出所者等に向けて分かりやすく各種相談窓口を周知する必要があります。

出所者等で社会的に孤立している方や孤独を感じている方、自ら支援を望まない方等自ら支援につながる人が難しい人の中には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより、本人との関係性を構築する支援を行います。さらに、出所者等で社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な方には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支



援を進めていきます。

## 基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

国は、市、民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く市民が出所者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進しています。また、出所者等の地域社会への復帰支援は、出所者等が孤立することなく、地域社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う等の活動を行う保護司や出所者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS (Big Brothers and Sisters) 会等の更生保護ボランティアや民間協力者の活動に支えられています。

しかしながら、市民意識調査結果によれば、これらの事業や更生保護団体の市民への周知度は高いとはいえず、出所者等の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっており、市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状にあります。このような現状を踏まえ、更生の意欲を有する在所者及び出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく効果的に広報する等して、広く市民の関心と理解が得られるよう施策を推進する必要があります。

このような地域づくりを進める中で出所者等の社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた出所者等が悩みを分かち合い、出所者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していきます。

## 基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、出所者等のニーズ・希望と地域の資源との間の丁寧なマッチング、出所者等のために、社会復帰及び地域での生活への定着支援、就労支援、修学支援等を行っていきます。

また、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において出所者等が地域社会の一員として参加できる機会を創出します。

非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を推進します。

これらの取組を通じて、狭間のニーズのある出所者等が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

## 基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

出所者等及びその家族が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする出所者等やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を出所者等を支える関係者・機関・団体（以下「支援関係者等」といいます。）が把握し、支援関係者等同志の連携等により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。総合的で切れ目のないシステム構築に当たっては、在所者の帰住予定地が市となっている場

合には、在所中から矯正施設や刑事司法機関と市及び支援関係機関との間で福祉、医療等のサービスの円滑な提供に向けた調整を進めていきます。

また、保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいるため、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。

## 基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

出所者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した地域社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、東京都、市、地域の保健・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、出所者等が地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する必要があります。

環境の整備に当たっては、出所者等並びにその世帯に様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等があり、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、重層的支援体制整備事業の重層的支援会議及び支援会議における協議等を通じて、福祉関係機関・団体のみならず、矯正施設、刑事司法機関、更生保護機関・施設・団体等の多機関で協働して、地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような体制の整備を進めます。

社会復帰支援に当たっては、市に帰住予定の在所者については、出所に向けてあらかじめ矯正施設、刑事司法機関等と調整を進める等在所者が円滑に地域社会に立ち戻っていくことができる体制を構築します。

# 第4章 施策の総合的な展開

## 第1節 施策の体系

### 基本目標を踏まえた施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

全ての市民が、生涯にわたる個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。 基本理念	<b>基本目標1</b>	施策No	施策	関連頁
	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	21
		1-2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	21
	<b>基本目標2</b>	施策No	施策	関連頁
	「つながり」を実感できる地域づくり	2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	22
		2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	23
	<b>基本目標3</b>	施策No	施策	関連頁
	社会参加を進めるシステムづくり	3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	24
		3-2	出所者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。	25
		3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	25
		3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	25
	<b>基本目標4</b>	施策No	施策	関連頁
	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	26
		4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	27
		4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	28
		4-4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	29
		4-5	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	29
	<b>基本目標5</b>	施策No	施策	関連頁
	多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	30
		5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	30
5-3		出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	31	

## 第2節 重点取組

### 1 重点取組とは

重点取組とは、施策を実現するための「手段」であり、再犯防止推進計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すもので、同じ目的を持つ主要事業をまとめたものです。

### 2 重点取組設定の考え方

(1) 次の4つの視点から重点取組を設定します。

No.	重点取組設定の視点	説明
①	本人の自己決定権の尊重	在所者及び出所者等に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識をかん養した上で、それぞれが抱える課題に応じた支援を充実させていく必要があります。
②	予防と早期発見・早期支援	前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者（以下「再犯者」といいます。）が刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」といいます。）は上昇傾向にあり、新たな被害者を生まない安心・安全な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要です。
③	一人ひとりに寄り添う支援	・出所者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする必要があります。 ・再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、又は財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行う必要があります。
④	つながりの創出	・出所者等が支援にアクセスできるよう、出所者等のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があります。 ・市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する在所者及び出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受入れられるよう、広く市民の関心と理解が得られるものとしていく必要があります。

(2) 4つの視点は、以下の国の動向・市の現状と課題を踏まえて設定しました。

ア 再犯防止の現状と再犯防止施策の重要性

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8（1996）年以降毎年戦後最多を記録し、平成14（2002）

年（285万3,739件）にピークを迎えましたが、平成15（2003）年以降は減少を続け、令和3（2021）年（56万8,104件）には戦後最少となりました。他方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、再犯者率は上昇傾向にあり、令和3（2021）年には48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。この傾向は調布警察署管内でも同様であり、新たな被害者を生まない安心・安全な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要です。

イ 国の再犯防止推進計画等検討会における国第一次再犯防止推進計画の課題

再犯防止推進計画等検討会（以下「検討会」といいます。）では、

- ①個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識をかん養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること
- ②支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティを高めていく必要があること
- ③支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること
- ④地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること

などの課題が確認されています。

ウ 検討会における国第二次再犯防止推進計画の方向性

検討会では、

- ①出所者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、出所者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすること

が方向性として示されています。

エ 国第二次再犯防止推進計画の基本方針

- ①出所者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること
- ②出所者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、又は財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、出所者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重



要性を踏まえて行うこと

④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取する等して見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする

⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する出所者等が、責任ある社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと

が基本方針として示されています。

#### オ 市の現状と課題

市民意識調査において、再犯防止施策として市は何をするべきか尋ねたところ、「犯罪をした方に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」が50.0%と最も多くなっています。出所者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することが必要です。

また、市民意識調査によると、出所者等の立ち直りに協力したいかについては、「(どちらかといえば)思う」が26.9%に対して、「(どちらかといえば)思わない」が47.2%、「分からない」が25.3%となっています。協力したいと思わない理由については、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が51.5%、「犯罪をした方と、どのように接すればよいか分からないから」が47.2%、「犯罪をした方と、かかわりを持ちたくないから」が42.2%となっており、犯罪をした人の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっています。更生の意欲を有する出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受入れられ、「誰一人取り残さない」地域社会の実現のためには、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、市民にとって再犯の防止等に関する施策を身近なものとし、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくことが求められます。

### 第3節 施策一覧

本節では、第1節の施策体系に従い、施策ごとに下表のとおり施策、現状・課題、視点、重点取組等を掲げることにより、施策の総合的な展開を推進します。

#### 基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
・福祉総合相談窓口を設置し、切れ目のない相談支援をしています。(事業の実施状況より) ・在所者、出所者等及び再犯防止関係団体への福祉総合相談窓口の周知が必要です。(再犯防止関連団体調査より)		
<b>視点(※)</b>		<b>重点取組</b>
①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援		・効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進 ・相談窓口の機能役割の明確化

※視点…第2節の重点取組設定の視点のことで。

施策 No.	施策	関連頁
1-2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
・福祉的課題を抱える在所者、出所者等で相談窓口に行くことができない者や行きたくない者、相談窓口を知らない者、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な者等へのアウトリーチ支援、伴走型支援が求められています。(再犯防止関連団体調査より)		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援		・在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築 ・市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化

基本目標2：「つながり」を実感できる地域づくり

施策 No.	施策	関連頁
2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う等の活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会や BBS 会等の更生保護ボランティアは、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。（国第二次再犯防止推進計画より）</li> <li>・更生保護団体の市民への周知度は保護司が 55.5%、更生保護女性会が 6.6%、協力雇用主が 12.4%、BBS 会が 1.6%となっています。（市民意識調査（市民一般調査）より）</li> <li>・市は、国、東京都（警視庁）、民間協力者と連携して、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進する必要があります。（国第二次再犯防止推進計画より）</li> <li>・「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。（市民意識調査（市民一般調査）より）</li> </ul>		
<b>視点</b>	<b>重点取組</b>	
③一人ひとりに寄り添う支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護団体の周知の推進</li> <li>・「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施</li> </ul>	



施策 No.	施策	関連頁
2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<p>・出所者等の立ち直りに協力したいと「思わない」と回答された方及び「どちらかといえば思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。「思わない」理由として51.5%の方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」、47.2%の方が「犯罪をした人と、どのように接すればよいか分からないから」、42.2%の方が「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」という理由を挙げられています。(市民意識調査(市民一般調査)より)</p>		
視点	重点取組	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援</li> <li>・ 市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進</li> <li>・ 市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力</li> </ul>	

基本目標3：社会参加を進めるシステムづくり

施策 No.	施策	関連頁
3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<p>・保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと等の課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等をさらに充実させる必要があります。（国第二次再犯防止推進計画より）</p> <p>・市内の協力雇用主は2社で、直近10年での雇用実績はありません。（国の事業の実施状況より）</p> <p>・矯正施設から仮釈放された場合等には、社会での更生をサポートし再犯を防止するため保護観察に付されますが、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は24.8%で、職があった人の再犯率（7.8%）に比べて約3倍高くなっています。（平成25(2013)年～29(2017)年、法務省統計資料より）</p> <p>・出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策が実施されていますが、保護観察終了者に占める無職者率は21.3%に及びます。（平成31・令和元(2019)年、法務省統計資料より）</p> <p>・経済的に困窮する方に対しては、生活保護や生活困窮者自立支援制度を活用し、生活の安定を図ります。その上で、社会的・経済的自立を目指し、求人案内等の就労支援や就労に向けた準備の支援をしています。（市の事業の実施状況より）</p> <p>・再犯防止のために必要なことを市民に伺ったところ、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」と回答した方の割合が57.8%となっています。（市民意識調査（市民一般調査）より）</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<p>③一人ひとりに寄り添う支援</p> <p>④つながりの創出</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援</li> <li>・市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進</li> <li>・ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
3-2	出所者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<p>・出所者等が地域社会の一員として関わることのできる居場所の確保が求められています。(再犯防止関連団体調査より)</p> <p>・出所者等があえて「出所者カフェ」のようなところに赴く可能性は少ないため、出所者等が地域住民と緩やかなつながりができるような居場所づくりや地域での活動の支援が必要です。(狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会委員へのヒアリング結果より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<p>・少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院している等の課題に対応するため、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所在者等の復学、修学に係る支援調整への協力を求められています。(再犯防止関連団体調査より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育を修了していない出所者等の修学支援</li> <li>・関係機関との連携による修学支援</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<p>・非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進</li> <li>・児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進</li> </ul>

基本目標4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策 No.	施策	関連頁
4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<p>・保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されています。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・狛江分区の保護司の充足率は90%、平均年齢は63歳となっています。(狛江分区保護司会の活動状況より)</p> <p>・法務省は、保護司活動に関する事務の多くをオンライン上で実施できる体制の構築を目指し、保護司専用ホームページ“H@ (はあと)”の機能拡充を図るとともに、保護司が使用するタブレット端末等を整備する等、保護司活動の一層のデジタル化を図ることを推進しています。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・保護司が自宅以外で面接できる場の確保が求められています。(保護司へのヒアリング結果より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
④つながりの創出		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進</li> <li>・保護司活動の支障となる要因の軽減の検討</li> <li>・幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つです。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・国では地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実、更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大等の取組を進めていく必要があるものとしています。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・刑務所に再度入所してきた者で犯行時住居不定であるものの割合は、17.6%となっており、初入者(12.4%)よりも再入者の方が、住居不定の人の割合が高くなっています。(2019年矯正統計年報より)</li> <li>・刑務所等からの満期出所者の44.0%が適当な住居が確保されないまま出所しており、住居不定の人は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります。(2019年矯正統計年報より)</li> <li>・更生保護施設の職員によると、施設入所者の自立先の確保で困ったことがある割合は76.7%にのぼり、その93.7%が保証人を確保できないと回答しています。(平成30(2018)年、法務省統計資料より)</li> <li>・再犯防止のために必要なことを市民に伺ったところ、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」とことと回答した方の割合が57.8%となっています。(市民意識調査(市民一般調査)より)</li> <li>・不動産仲介事業者、家主が出所者等に安心して賃貸物件を貸すことのできるようなサービスの提供が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> <li>・出所者等の場合、退去時の敷金等のトラブル、希望に叶う物件探しが困難、ルール違反への不安を理由として民間賃貸住宅への入居を断られています。(狛江市居住支援協議会・狛江市内民間賃貸住宅に対するアンケート調査結果より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> <li>④つながりの創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な宿泊場所の紹介の推進</li> <li>・居住支援協議会による相談支援機能の強化</li> <li>・出所者等への見守り等の支援体制の強化</li> </ul>	

施策 No.	施策	関連頁
4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いこと等が明らかとなっています。(国第二次再犯防止推進計画より)</li> <li>・調布警察署管内の犯行時の年齢別検挙率について、罪種別で窃盗犯は、高齢者(65歳以上)が平成30(2018)年以降、30%を超えています。(統計資料より)</li> <li>・出所の際、生活保護、介護認定、成年後見等の福祉サービスの利用支援が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> <li>・これまでに医療・福祉的支援を受けたことがあるものの、医療機関・福祉関係機関における治療や福祉的支援が馴染まず、医療機関・福祉関係機関に対する不満や不信感を抱く出所者等や、治療や福祉的支援の必要性を感じていない出所者等がいます。その結果、治療や福祉的支援を拒否し、再犯につながるケースがあります。そのため、出所者等に対する伴走型支援が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> <li>・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設での支援者会議への参加等が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>③一人ひとりに寄り添う支援</li> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進</li> <li>・出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進</li> </ul>



施策 No.	施策	関連頁
4-4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<p>・薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、未だ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占める等、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しています。これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制をさらに強化していく必要があります。(国第二次再犯防止推進計画より)</p> <p>・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設での支援者会議への参加等が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p> <p>・出所者等の帰住後に市職員、市内支援関係者等で出所者等の支援に係る連携を図るためのケース会議の開催が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
④つながりの創出		・依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進

施策 No.	施策	関連頁
4-5	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<p>・依存症等の出所者等、障がいのある出所者等の家族への支援が求められています。(再犯防止関連団体調査より)</p>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
③一人ひとりに寄り添う支援		・家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進

基本目標5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策 No.	施策	関連頁
5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省は、研修等を通じ、地方公共団体や民間協力者等との知見の共有や相互の情報交換等を行うことで、再犯の防止等に関わる専門人材や理解者の育成を図るとともに、相互理解の促進や連携強化のため、地方公共団体等との人事交流の積極化を図るものとしています。（国第二次再犯防止推進計画より）</li> <li>・福祉総合相談窓口では触法高齢者や依存・嗜癖の問題（アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム等）を抱える方等への相談支援を行っています。（市の事業の実施状況より）</li> <li>・職員・市内福祉関係機関・支援者向けの依存症等について理解を深める研修を求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①本人の自己決定権の尊重</li> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施</li> <li>・近隣矯正施設見学会等の推進</li> </ul>

施策 No.	施策	関連頁
5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正施設から市職員、市内支援関係者等の矯正施設の支援者会議への参加等が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</li> <li>・出所者等の帰住後に市職員、市内支援関係者等で出所者等の支援に係る連携を図るためのケース会議の開催が求められています。（再犯防止関連団体調査結果より）</li> </ul>		
<b>視点</b>		<b>重点取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>④つながりの創出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進</li> <li>・市職員、市内支援関係者等による連携の推進</li> </ul>



施策 No.	施策	関連頁
5-3	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	17
<b>現状・課題</b>		
<p>・再犯防止関連団体では、連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例が報告されており、出所者等の支援に向けて多機関で連携した取組が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p> <p>・出所者等の再犯防止に向けて、生活保護担当者以外に保健師、障がい者福祉担当等複数の分野による庁内連携、行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた連携等、多様な連携が求められています。(再犯防止関連団体調査結果より)</p>		
視点	重点取組	
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進</li> <li>・ 重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進</li> </ul>	

# 第5章 計画の推進に向けて

## 第1節 計画の推進体制

この計画で掲げた基本理念を実現するため、市は再犯防止推進法に規定する国、東京都との適切な役割分担を踏まえて状況に応じ、再犯防止推進計画を推進します。

### 1 計画の公表

再犯防止推進法第8条第2項の規定により、再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

### 2 計画の進捗状況の確認

この計画を実効性のあるものとするため、市では、施策の実現に向けて重視して取り組む重点取組ごとに事業の取組状況をとりとまとめ、計画の進捗状況を確認し、狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（以下「確認表」といいます。）を作成します。

## 第2節 評価体制

### 1 再犯防止推進計画の進捗状況の評価

#### (1) 狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

再犯防止推進計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱（令和元年要綱第72号）第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、確認表により、再犯防止推進計画の進捗状況を把握し、内部評価を行います。

評価の結果見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、施策が実現できるよう事業を進めていきます。また、評価結果は“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会（各回“社会を明るくする運動”実施要綱（中央推進委員会）4（2）の地区推進委員会をいいます。）及び狛江市市民福祉推進委員会（条例第32条第1項の規定により設置された市長の附属機関をいいます。）（以下「市民福祉推進委員会」といいます。）に報告します。

#### (2) “社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び市民福祉推進委員会は、確認表の内部評価結果を踏まえて、再犯防止推進計画の進捗状況を評価し、評価結果を市に報告します。

